

名古屋市告示第206号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 8年 4月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 医科

医療機関名	所在地	廃止年月日
宇佐美眼科	名古屋市中村区名駅一丁目 2番 4号	令和 7年12月16日
よびつぎクリニック	名古屋市南区呼続二丁目13番 5号	令和 8年 1月 1日
医療法人芙蓉会横瀬医院	名古屋市南区戸部町 3丁目 1番地	令和 8年 1月 1日

2 歯科

医療機関名	所在地	廃止年月日
おうす歯科	名古屋市港区小碓一丁目 573番地	令和 8年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課